

第 38 回 福島支部評議会の概要報告

1. 開催日時

平成 27 年 2 月 2 日（月） 13：30 ～15:45

2. 開催場所

ユニックスビル 8 回第 1 会議室

3. 出席者

【評議員】 五十畑評議員、太田評議員、吉川評議員、児玉評議員、菅井評議員、
中尾評議員、藤原評議員（議長）、渡邊武評議員、 渡邊泰夫評議員
（五十音順）

4. 議 題

- (1) 平成 27 年度都道府県単位保険料率について
- (2) 平成27年度福島支部事業計画(案)について
- (3) 福島支部健康づくり推進協議会について
- (4) 第 61 回及び第 62 回運営委員会の報告について

5. 議事概要

【定足数について】

事務局より、本評議会には評議員 9 名中 9 名が出席しており、全国健康保険協会評議会規定第 6 条により、「本評議会は有効に成立する」旨の報告があった。

【議題について】

事務局より資料に基づき説明が行われ、議長が各評議員・加入者代表に質問・意見を求めたところ、以下の議事のとおりとなった。

(1) 平成 27 年度都道府県単位保険料率について

- 評 議 員 今まで開催された評議会では、法定準備金を超えた準備金の 16.4%相当額を国庫補助金から減額するという論点はなかったはず。納得できない。協会けんぽとしてはどのように評価しているのか。
- 事 務 局 医療保険制度改革の議論の中で、財務省は国庫補助率 13%への段階的な引き下げを提示していた。そのような中で、国庫補助率が当分の間 16.4%となり、暫定措置でなくなったことはかなりの前進であると評価している。
- 評 議 員 準備金が法定準備金を超過したために国庫補助が減額されるということは、そもそも保険料率を低く設定すべきだったのではないかと。
- 事 務 局 料率を変更した当時は、経済状況が変化し準備金がこれほど積み上がるとは想定できなかった。
- 評 議 員 協会けんぽの全国平均保険料率は 10.00%だが、大企業の保険料率は低いままで格差があり、調整を図る必要があると思われる。
- 評 議 員 全国大会の開催や議員要請行動などの協会けんぽ全体の取組みを経て国庫補助率が 16.4%となったこと自体は、一定の評価ができるのではないかと。
- 評 議 員 国庫補助率については「当分の間」という表現にとどまり、この措置の期限が明言化されていない。今後、16.4%の国庫補助率を維持するためには、全国大会の開催など一定の取組みを継続する必要があるのではないかと。
- 評 議 員 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入は、大きな前進と思われる。
- 議 長 激変緩和率が 10 分の 3.0 に引上げになる見込みが示されたが、激変緩和措置は平成 31 年度までの措置であり、平成 32 年度からは本来の保険料率に設定することになっている。激変緩和率 10 分の 3.0 の妥当性については、どのように考えるか。
- 評 議 員 東日本大震災に伴う窓口負担減免措置による影響額約 11 億円は、全国の支部に負担をしていただいている。激変緩和措置により福島支部の保険料率は本来の率よりも上がっているが、やむを得ないのではないかと。
- 評 議 員 今後、準備金が法定準備金を超えている間は、国庫補助額から 16.4%相当分が差し引かれるということか。

- 事務局 平成 27 年度については法定準備金を超えた準備金の 16.4%が国庫補助から減額される。平成 28 年度以降は、さらに準備金が積み上がる場合は積み上がる分の 16.4%が国庫補助から減額される見込みである。
- 評議員 平成 27 年度収支見込みは、国庫補助の減額を見込んだ上で算出されているということか。
- 事務局 そのとおり。全国平均保険料率が 10.00%という前提で算出され、保険料率を引き下げても、法定準備金を超えた額の 16.4%相当分の国庫補助額が減額となることに変わりはない。支部単位の保険料率には、各支部の努力が反映される仕組みになっている。
- 評議員 全国平均保険料率を単年度収支に合わせて引き下げたとしても、結局国庫補助額は減額されてしまうということか。
- 評議員 医療費の抑制に向けて努力した結果が保険料率の引き下げに反映しないというのは、おかしいのではないか。
- 評議員 健康づくりのために努力したとしても、報われないということか。
- 事務局 保険料率 10.00%は全国平均の数字であり、都道府県単位の保険料率は支部毎から算出するため各支部の努力が反映される仕組みになっている。
- 議長 都道府県単位の保険料率を変更するにあたり、支部長は評議会の意見を聴いた上で理事長に対し意見の申出を行うことになっている。福島支部評議会として、事務局案のとおり全国平均保険料率、激変緩和率、福島支部の保険料率と料率の変更時期を了承してよいか。
- 評議員 了承

【まとめ】議題 1 平成 27 年度都道府県単位保険料率について

福島支部評議会としては、全国平均保険料、福島支部保険料率、料率の変更時期など、事務局案のとおり了承する。

(2) 平成 27 年度福島支部事業計画(案)について

評 議 員 福島支部データヘルス計画においては、健診受診、特定保健指導利用、健診結果不良者に対する受診勧奨をベースとした事業所の健康づくりを推奨するということだが、可能であれば、健康づくりに参加した事業所は県の入札参加資格の際に有利になるなどの特典が付与されるとよいと思われる。

事 務 局 ご意見ありがとうございます。事業所の活動内容に応じてポイントを設定し、高ポイントの事業所に対する表彰も検討している。

評 議 員 事業所の積極的な活動のために、やはり評価制度は必要と思われる。

評 議 員 データヘルス計画において I C T（情報通信技術）ツールの活用を検討しているということだが、個人情報保護に留意する必要がある。セキュリティ対策をしっかりとっていただきたい。

事 務 局 I C Tツールの活用は検討段階であり、詳細は未定だが、実施にあたっては個人情報の保護に万全を期することとしたい。

議 長 福島支部評議会としては、平成 27 年度福島支部事業計画(案)を了承したということによろしいか。

評 議 員 了承

【まとめ】議題 2 平成 27 年度福島支部事業計画(案)について

福島支部評議会としては、平成 27 年度福島支部事業計画(案)のとおり了承する。

(平成 27 年度事業計画に係る特別計上分については、平成 26 年 12 月 15 日開催第 37 回評議会を了承済み)

(3) 福島支部健康づくり推進協議会について

評 議 員 11月に開催した協議会で平成26年度の事業報告をしているが、事業の進捗報告ということか。事業報告が11月というのは早すぎるのではないか。

事 務 局 健康づくり推進協議会の開催は年2回となっている。6月には平成25年度の事業報告をした。11月には事業の中間報告をしたが、平成26年度の最終的な事業報告は平成27年度の協議会で実施する。協議会でいただいたご意見を次年度の事業計画の策定に反映させるために、11月開催とした。

(4) 第61回及び第62回運営委員会の報告について

評 議 員 第61回運営委員会「資料6」にある、協会けんぽの業績評価を実施しているのはどこの機関か。

事 務 局 厚生労働省が実施している。

以上